

令和7年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和7年3月10日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正について
- 第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定について
- 第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第8号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町税条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第14号議案 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について
- 第15号議案 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第16号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
- 第17号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
- 第18号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- 第20号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第21号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第26号議案 令和7年度幸田町一般会計予算
- 第27号議案 令和7年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第28号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第29号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第31号議案 令和7年度幸田町水道事業会計予算

第32号議案 令和7年度幸田町下水道事業会計予算
日程第3 予算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	16番 藤江徹君

欠席議員（1名）

15番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、15人であります。

定足数に達しておりますから、これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14人であります。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 石原 昇議員及び9番 都築幸夫議員を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第3号議案から第21号議案までの19件と第26号議案から第32号議案までの7件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第3号議案の質疑は、通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町若者奨学基金条例の制定でありますけれども、今回基金を制定する理由といたしまして、幸田町にゆかりのある人から寄附を3,000万円受けたということで、昨年12月のときに報告がございました。それで、その基金の運用をしていくということで、今回奨学基金条例を制定するわけでございます。その基金の使い方といたしましては、寄附者の希望として、海外の大学、高校の留学、国内の大学進学者に対する奨学金給付事業の財源としてのものであります。

そこで、お聞きするわけでございますが、人員枠と支給年数など、継続できる基金額となるかどうかについて、まず伺いをいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） まず、基金の原資及び奨学金の資金につきましては、寄附金によることとしております。寄附につきましては、寄附者と相談をして奨学金の制度設計を行っており、必要額を毎年度寄附していただくこととなっております。

人員枠と支給年数につきましては、寄附額とも連動するため、毎年度寄附者と寄附額を調整し寄附をしていただき、その内容に合わせて募集をしていくことを想定しております。

継続できる金額となるかにつきましては、寄附が途切れた場合には、募集を中止して基金等の残金がなくなるまで実施していく予定でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回3,000万円を原資として基金に積み立てるわけでありましてけれども、先ほど言われましたように、寄附がなくなればやめるよということでありましてけれども、今非常に物価高騰の中で、大学進学に当たって、あるいは海外の留学に当たっても非常に金額が高くなってきていて、途中で断念せざるを得ない状況もあるわけでありまして。また、ほかの奨学金等によりまして、利子等によって、ある年代までは年数まで払わなければならないということで、こうしたことが、やはり、今の若者たちにとっては結婚もままならない状況だということの中で、今回のこの基金条例の制定については非常に期待をするものであります。そこで、やはり、こうしたことが寄附に頼らずに

も、一般会計からも積み立てて運用をして、そして応援をすると、こういうことにならないのかということで考えるわけでございますけれども、その辺の考え方はないわけでございますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、この奨学金の制度については、寄附者からの寄附を財源として予定しております。今のところ、寄附者からはある程度の額であったり、期間であったり、寄附をしていきたいというようなことはお聞きしておりますので、現在のところ、一般会計から入れていくということは考えておりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 年度によって金額にばらつきがあるということからすれば、これは奨学金を受ける側からにとって言えば、ばらつき、不公平感があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところはどのように位置づけられるのかということと、やはり、こうした今の社会状況の中で若者たちが学べる体制づくり、本当にこの基金条例の制定というのはその一つの手段でありますので、その辺のところをやはり年度にばらつきがないように、不公平感のないように運用していくのが当たり前ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺はやっぱりがっかり感がないように運用していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 年度のばらつきということでありまして、一応、今考えているのは、毎年同じ人数程度の募集をしていきたいなと思っております。金額につきましては、例えば留学につきますと、地域によってかかる金額も変わってくるかなと思っておりますので、そういったところは変更等はありませんけれども、なるべく今議員が言われたとおり年度のばらつきをなくす、公平感を持っていきたいというふうには思っております。そういったほうの制度設計を心がけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） それでは、最初にお聞きしたところでありますけれども、人員枠と支給年数、このことについてお答えがなかったわけでございますけれども、いよいよ来年度からこの周知を図りながら、そして募集もしていくということであるわけですので、そうした制度設計がどのようになっているのか、人員枠や、あるいは支給が継続できるのか、1年度限りなのか、どのようになるのか分かった範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 人数であったり、それから、どういうふうな制度になるかというのは、今、現在制度設計をしておりますので、それによって寄附者の寄附がどれぐらいになるかということも合わせて今設計をしておりますので、まだ、今後制度設計ができましたらまたお知らせをしていきたいと思っております。

それから、今のところ、今3,000万円は頂いておりますけれども、今後こちらと調整しながら、毎年度募集する額を事前に頂きながら、また募集をかけていきたいとい

うふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、3番、野坂純子議員の質疑を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 先ほどの丸山議員の質問で分かったのですが、一応募集をかけるということで、公平性を確保して不平等感がないようにするということも言われたんですが、そういうような状況というか、進捗状況というのかな、そういうのといふはいつぐらいに発表になるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 制度の時期でありますけれども、これで制度設計しながら、金額等もまた寄附者と調整しながらということになっていきますけれども、概要につきましては、5月の協議会等に諮ればというふうには今は考えております。ただ、ちょっとこちらのほうも調整等がありますので、そちら辺の時期がずれることもあるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。その後、また6月補正で寄附者からある程度の金額を頂いたものを基金であったり事業費に入れながら、7月以降に募集をかけていきたいというふうには、現在のところはそのような日程で考えております。

○議長（藤江 徹君） 質疑の継続はされますか。よろしいですか。

3番、野坂純子議員の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 弁護士費用の時間額報酬の上限の引上げについてお尋ねしたいと思ひます。

今回の説明の中では、弁護士が法律相談を行うと、30分5,000円ということが一般的な価格となっているというような文言がございました。そこで、今回、今の時間額の報酬の3,500円を引き上げるというものでございますが、この時間額報酬というのは、これは30分なのか、1時間なのか、その辺のところをきちんとしていただきたいということでございますが、どうなのでしょう。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） このたびの改正につきましては、弁護士の職務に従事する者の報酬について、現行の時間額報酬の上限額、時間額でございます。この額は、3,500円となっているものを5,000円に引上げさせていただくものであります。1時間5,000円でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この時間額の単位が1時間ということは分かりました。

そこで、お聞きをするわけでございますけれども、現在この法律相談に費やす時間というのは今どれぐらいになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 相談自体は、ほとんどが職員の相談を受けるものでございます。時間として、平均的な時間というのはここでお伝えできないわけですが、簡単に数分で終わる相談もあれば、30分程度かかる相談もございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、実際、この弁護士さんが来庁されて行くということがあるのかどうかということと、実際に相談がそんなになんないということなのかどうか。そうしますと、この時間報酬上限の引上げというのが、実際かかった時間といますか、携わる時間、この辺が曖昧になるような感じを受けるわけですけども、いかがなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今はお二人の会計年度任用職員の弁護士さんにお越しいただいております。来庁されてということでございます。ただ、来ていただく日数でありますけれども、ばらつきがございまして、導入当初は何日か来ていただいていたわけですが、現在のところは、お二人それぞれが週に1日から2日という中での相談をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 町の法律相談で、いろいろ受けた方からお聞きをするわけですが、なかなか弁護士さんのほうからきちんとした対応は受けられないようなこともお聞きをすることもございました。そういう中で、やはりきちんこの法律相談には、職員ではなくて弁護士さんの法律相談がきちんと受けられるようにすべきではないかなというふうに思いますので、その辺のところの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、この報酬の引上げにつきましては、やはり、これは正当な報酬を支払うべきかというふうに思ひますので、この辺のところは何ら高いというわけではございませんので、その辺のところはありますが、ただ対応について、きちんと相談者が対応していただけるようにお願ひしたいと思ひますので、以上で終わります。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 職員は、この相談があるということでかなり助かっております。相談件数からすると、ここに今数値は持っておりませんが、かなりの件数の相談を受けているということでございます。職員は助かっております。今後につきましても、できるだけ多くの質問に早く答えられるよう、弁護士の方としっかりと調整をしまひたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の職員の勤務時間、給与休暇等に関する条例の一部改正の説明については、フレックスタイム制の導入ということも説明の中でございました。

そこで、お聞きをするわけですが、この条例の中に書かれてある職員

の勤務時間の柔軟化、これについて説明をいただきたい。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 職場におきまして、男女ともに柔軟で多様な働き方により、全ての方がそれぞれの状況に応じて働き続けられるような仕組み、この仕組みへの転換を図ることは課題となっております。

今回の勤務時間の柔軟化でございますが、始業時間と終業時間、この時間帯をずらしまして勤務する時差出勤、それから、必ず勤務する時間を一定の時間の設定をいたしまして、その上でそれ以外の時間を自由に調整できる、これを先ほど議員が言われましたフレックスタイム制度と言っております。フレックスタイム制につきましては、一定の期間内におきまして、勤務時間の総量は同じまま、1日の勤務時間を長くしたり短くしたりすることができるものでございます。職員の勤務時間の柔軟化ということによりまして、育児介護だけでなく、職員一人一人のワークライフバランスに合わせた働きやすさ、それから、業務の生産性の向上等につながるものと考えておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） このフレックスタイム制の導入によって、影響を受ける業務、それから部署というのはあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 役場の開庁時間は、現在、午前8時30分から午後5時15分となっておりますので、仮にフレックスタイム制を導入した場合、開庁時間内で不在となる職員が出てまいります。制度の導入におきましては、制度の活用を希望する職員の所属する部署の業務に支障のない範囲内で可能とするなど、業務に影響が出ないよう適切なルールづくり、職員一人一人の勤務時間の管理が不可欠となると考えております。本庁業務に当てはめると、特に来客の多い1階窓口業務に従事する職員を抱える部署等につきましては、運用等に苦慮するのではというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） このフレックスタイム制の導入については、職員の働き方の改革になるということで、多様な働き方をすることができるということからすれば必要なことかもしれませんけれども、しかしながら、今現在の体制の中で実際にそれが可能かどうかということでございます。やはり、全ての職員がこのような働き方をしていくとなれば、当然影響は出てくるというふうに思いますし、そうしますと定数の管理、あるいは、またパートタイム職員の導入などが不可欠ではなかろうかと思うわけでありませぬけれども、その辺のところは、やはり、職員によって差が出ることをないようにやるべきだと思うんですけれども、そうしますと、今現在の職員数といいますか、考えると、本当に難しい問題だなと私は思うわけですが、そうしたことがフレックスタイム制の導入によって、さらに職員が残業時間あるいは長時間勤務をせざるを得ない状況が生まれる可能性だってあるわけではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 役場につきましては、国県以上に職場の多様性というものがあるというふうに認識をしておきまして、一律全ての職場で導入することは容易でないと

いうふうに考えております。これに関しましては、これからの運用等々詳細を決めていくということでございますので、さきに導入している自治体の例も参考としながら取り組んでいきたいというふうには思っております。確かにこの導入に否定的な自治体等もその中であるわけでございますが、まずはこの条例改正について、方向性についてお認めいただいた後、仕組みづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

時間外勤務、長時間の時間外勤務も部署によっては行われているという現状もございます。組織運営上の大きな課題というふうに認識をしているところでございますが、組織として業務の廃止、削減、統合、合理化等々、いろんな形で業務削減等を行っていく必要もございます。それから災害対策等、緊急的な必要な業務は臨機応変な人員配置、会計年度任用職員の柔軟な配置ということで、職員の負担軽減をしていくことが必要だというふうに考えております。その中で見直してもなお、恒常的に長時間の命令を免れない職員に関しましては、業務量に応じた必要な人員を確保することに努めたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） とりわけ日曜日、土曜日、休日出勤をしなければならない現場あるいは職場におきましては、仕事が逆にたまってしまうというようなことも今起こってきております。そうした点におきまして、今回フレックスタイムが導入される、そのこと自身は大変喜ばしいことかとは思いますが、そのいない間の補充といたしますか、その辺のところをきちんとしていかなければ、これは逆に職場環境がぎくしゃくしてしまう、そういうことになりかねないと思います。そうした点が、これは4月1日からの施行が始まるわけでございますので、やはり、これは期待する職員もいるかというふうに思います。そうした点で、公平性が保たれるような職場環境にしていきたいということでございますので、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 確かにフレックスタイム制度導入に関しましては、メリットだけではなくデメリットというのもございます。やはり、不在となる職員、それから働いている職員、みんなが全て同じ時間に出ているわけではございませんので、その辺での職員同士のコミュニケーション、連帯感等、結束力の低下等は、これはないと言えようそになるかなというふうに思っております。この制度導入に関しましては、今年度本町の政策課題研究に携わりました職員、主査昇任後の5年の15年目の職員でございますが、業務改革提案の中にフレックスタイム制というものがございました。多様な働き方の一つとして、職員資源を最大に活用するためにもこの制度の導入をという意見でございます。今がこのタイミングというふうに考えております。しっかりとこの運用について、職員の意見をしっかりと聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 職員の給与に関する条例等の一部改正でありますけれども、第6条第4項昇給の取扱いの改正につきまして、これは不利益にならないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今回の改正につきましては、給料における職務の級が6級以上の職員、本町でいいますと主幹級以上になります。この職務の級が6級以上の職員の昇給に係る取扱いの改正であり、昇給の幅を広げるものでございます。

公務員の給料は、役職に応じた級、それから職務の経験年数に応じた号給の組合せで決められております。現在6級以上の、職員は3号の昇給となっておりますが、今回の改正により、6級以上の職員につきましても4号の昇給となるものであり、不利益になる職員はおりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 主幹以上、6級以上の職員については、3号給が4号給の引上げになるということで分かりました。今現在の段階が4号ずつになっておりますので、その部分を4号引上げの対象になるということで分かりました。

次に、配偶者に係る扶養手当の廃止が令和8年度以降、廃止が行われるわけですが、また、子に係る扶養手当の増額、この影響を受ける対象人数と影響額についてお聞きしたいと思います。2年かけて行われるわけでありますので、1年ごとに出ていたら、その影響額をお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 直近の3月1日時点における対象人数と影響額でございます。扶養手当を支給している職員数は135人、そのうち扶養手当の対象になる配偶者の人数が56人、扶養手当の対象になる子の人数が203人となっております。2年間で段階的に実施されるため、まず令和6年度と令和7年度を比較して影響額を申しますと、年間約130万円の増額となります。そして、令和6年度と令和8年度の比較におきましては、年間約290万円の増額となる見込みでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 書き留めるのでちょっと分かりにくかったわけでありましてけれども、この配偶者の扶養手当が廃止をされることに伴って、子どもの扶養手当を増額をするということで、増額になるということでありましてけれども、逆に、この配偶者に係る扶養手当の廃止によって不利益になる職員も出てくるということもなりかねないわけですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ちょっとこの場でデータを持っておりませんが、確かに令和7年度それから令和8年度ということで、お子様がいない方につきましては不利益なのか、減額になります。参考までに、令和7年度の場合は、配偶者に係る部分として23万5千200円のこれはマイナスになります。それから令和8年度は、令和6年と

比較しますと436万8,000円の減額となるということで、そういった方たちにつきましては減額の影響を受けるということになります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 減額とそれから増額になる、これは扶養の関係でございますけれども、それぞれ影響を受ける職員について、これはできたら後で資料を提出していただきたいわけですが、影響額と合わせて、それは可能かどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 資料の確認でございますが、それぞれマイナスになる方、プラスになる方、それぞれの人数ということでよろしいでしょうか。それでは、参考となる資料のほうを精査をいたしまして、提出のほうを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 資料のほうをよろしくお願いします。

次に、町長が規則で地域手当を定める地域、そして割合とは。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 地域手当につきましては、勤務地ごとの物価や生活費の格差を是正し、物価の高い地域で勤務する職員の生活負担を軽減するために支給されるものでございます。

改正内容につきましては、例えば本町の手当の支給率よりも高い支給率が適用されている東京都の特別区、この東京都の特別区というのは、東京都にある23の区のことです。でございますが、地域手当の率は、全国的に最も高い1級2級の1級地にして設定をされているところでございます。この東京都特別区に派遣される職員に対する地域手当の支給率を、この地域に適用されている支給率、具体的には20%の率で支給することができるということを想定したものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町では、職員を東京のほうにも何人か派遣をしているわけですが、そうしたところの差があつてはならないということで、地域手当を増額をするということは分かりました。

それで、じゃあ、こちらにいる、本町といいますか、幸田町の職員の地域手当はどのように変わるのかお尋ねしたいと思います。また、何%なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 現在、本町における地域手当の率は、これは条例のほうで8%を超えない範囲内で、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額というふうに規定をしております。現在、幸田町は、この規則で定める支給割合を3%としておるところでございます。これ以降は、新年度予算の絡みになりますのであれですけれども、令和7年度から、新年度からはこの支給割合を6%で予算計上をしておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回給与手当の改正につきましては、人勸に応じて地域手当の見直しということも一つの改正の理由でありました。12月議会の際にも説明の中であつたわけですが、3月議会の中で地域手当の見直しをしていくよということでありました。そこで、幸田町では町長が規則で定めることになっており、それが8%を超えないということでありまして、幸田町の令和7年度は6%に引上げをするわけですが、それを段階的に引き上げていくというような説明を受けた覚えがあるわけですが、これが8%を超えないというふうになっているならば、これは早晩、早急に次年度以降、また考えていくということなんではないでしょうか、伺いたいと思います。それから幸田町は、何給地に入るのか併せてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（林 保克君） 令和7年度、新年度につきましては、6%で予算計上をさせていただいているところでございます。その次の令和8年度以降につきましては、現在、これははっきりしたものはございませんので、例えばこの物価高騰等の中で上げていくという話になれば、また、この8%を超えることになれば、条例の改正をさせていただく議案を提出させていただきたいというふうに思っているところでございます。

もう一つの御質問でございますが、今回市町村単位となっている基準が広域化して県単位というふうに再編をされております。この見直しに伴い、愛知県につきましては4級地の設定となっておりますところでございます。

○議長（藤江 徹君） 質問者に申し上げます。一問一答の遵守をよろしくお願いいたします。

14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案から第10号議案までの質疑は、通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

3番、野坂純子議員の質疑を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてですが、議案関係資料の69、70ページに表が載っておりましたが、現在勤務年数の状況をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 令和6年度の幸田町消防団員147人の勤務年数の内訳としまして、1年から4年までは92人、5年から9年までは55人であり、10年以上の団員はいません。また、過去10年間の平均勤務年数は5.2年であります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 今、お答えいただいたところでは5年単位になっておりましたが、この表を見ると、もっと細かく2年、3年、4年というふうになっておりますが、そういうことでもあります。一部改正をすることによる影響額やメリットは何でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 細かく団員1年から回答させていただきますと、1年目21人、2年29人、3年22人、4年20人、5年11人、6年18人、7年13人、8年10人、9年3人です。

一部改正による影響、そしてメリットにつきましては、愛知県内の消防団員の統計情報では、県内の団員の合計は2万991人であり、そのうち勤務年数35年以上が436人です。県内を見ますと、長期間勤務する団員への処遇改善としてのメリットがあるといえます。

今回の改正による本町への影響としましては、過去10年間において、10年以上勤務した団員がいないことから、勤務年数35年以上という一部改正は直接影響はございません。しかし、将来的にこの恩恵を受ける可能性はございます。

ここで、本町ならではの退職報償金の制度について独自の部分がありますので、補足させていただきます。

国の退職報償金制度は、勤務年数5年以上が原則であり、その後、今回改正の35年勤務まで5年ごとの段階的な増額となりますが、本町では、国の制度に加え、勤務年数2年から10年未満につきましても1年ごと勤務年数に見合った退職報償金制度を設けております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子議員の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、中学校体育館に空調設備が完了したことによって、その空調設備を使ったときの使用料を設定する条例改正であります。この1時間当たりの金額、これにつきましては、ガス料金ですね、これに基づいて設定をされていたわけですけれども、この額の設定でございますけれども、他の施設の使用料などと比較すると設定額が適当と思うのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらの1時間2,500円というのは、ガス事業者にお願いをいたしまして積算をした実費相当額でございます。また、幸田町のほうとしましても、他市と使用料の確認をいたしまして、実際に同じ仕様でやっている自治体もございまして、そちらのほうを2点参考にさせていただきます。設定料金につきましては、これで適当であるというふうに認識をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町の小中学校の体育館はスポーツ開放をしているわけございまして、いろんな方たちが使ってきております。そうしたときにおきまして、夏場あるいは寒い冬、こうしたときにやはり熱中症対策や、あるいは冬の寒い時期に体が動かないのでということで、やはり適温でスポーツをする環境を整えると、そうした意味に

おきまして、皆さんが使うこうした施設に対して、実際の実費相当額を徴収をするというのはいかがかと思うわけであります。このガス料金の事業者が出した額をそのまま使用料に転嫁をしていくということは、町民の皆さんのスポーツ意欲の低下につながらないかどうかというふうに考えるわけでございますけれども、やはり、額を設定するときには福祉的な要素、これも加味する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 今回の体育館空調につきましては、基本的には小中学校の義務教育課程での授業、または災害時における避難所運営のため、こちらのほうは町が支出するというのでやっておりますけれども、それ以外につきましては、学校開放、スポーツ開放の利用者というのはある意味もう限られた人数でございます、受益者負担の原則からすると、実費相当をお支払いいただいたところで始めさせていただきたいなということであります。先ほど申しましたとおり、実費徴収ということですが、昨年の10月に事業者にお聞きした金額でありまして、もしかすると現在では燃料費についても高騰しておりますが、しばらくはこの金額を据え置いた形で体育館の利用者には、その環境に応じた適正な判断をお願いして理解を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 他の自治体でこうした空調の導入をしているところの使用料等を参考にしたということで適当だというふうに言われたわけでございますけれども、ほかのところで、やはり、こうしたそれが住民の福祉増進、こういうところに考えをもって、そして実費相当ではなくて、そうした要素も取り入れた使用料になっているところというのはなかったのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 実際のところ、今回の体育館の空調の使用というのがやはりプロパンガスでということでありまして、電気、プロパンガス、都市ガス、いろいろところでやっておるわけなんですけれども、参考にさせていただいた機材等を使っておられるところがみよし市と刈谷市という、ここを参考とさせていただいたわけなんですけれども、その内容も加味しまして、実際のところ、夜、今まで空調を使っておられるかという内容を聞きましたところ、現在でも使用されてなくてもほぼ100%に近い学校開放の中でエアコンなしでもやっておられるという実態がございましたので、他地域につきましても夜に関してはあまり使われていないような状況はお聞きをしました。また、大会等を土曜日、日曜日のお休みのときの日中というのが、やはり団体、大会等で使われるのではないかなという想定もございましたけれども、やはり実費徴収でということで、特に割引というような感じになりますと、刈谷市において都市ガスにつきましては多少、初期費用は高いですけれども、LPガスよりも安い経過がありますので、その部分で安いという部分は聞きましたけれども、ほぼ実費徴収でということでこちらもお聞きをしておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） このスポーツ開放で使われる方たちは、働いてみえる方も、あるいは学生や子どもたちもいるわけでございます。そうしますと、そこで、子どもや学生から取るわけにはいかんということで、これを運営する側の大人から実費負担ということになってくるかと思うんですけれども、そうしますと、例えば1時間2,500円であれば、2時間、せいぜい二、三時間はスポーツ開放で皆さん汗を流すわけでありまして、そうすると5,000円になってしまうと。これが毎週毎週になってくると、2万円とかになってくるわけですよ。そうすると逆に、スポーツ開放ではもう使わない。そうすると、例えばこの体育館空調は熱中症予防とか、あるいは極寒期の寒さ対策とか、そういうことでせつかく導入したにもかかわらず使われない施設になってしまうと。これは残念であります。やはり、そうした点におきますと、幸田町においては、スポーツ開放におきましてもやはり福祉的要素も取り入れるべきではないかと私は思いますが、再度考える必要はないかとお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スポーツ開放の体育館の空調につきましては、現在のところでも、一応体育館の中で今の暑さの中でやっていただいております。また、これで中学校のほうは体育館のほうが完成しましたけれども、また新たに小学校に向けましては、空調以外にも断熱といったような形の屋根で反射をしながら暑さを抑えるといった、こういったものもございますので、それだけで済むのか、それがきくのかどうかというのも含めまして、もし快適にやりたいということでありましたら、取りあえず受益者負担の原則としまして、今回のこの料金をお支払いしていただきまして、しばらくは様子を見させていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番、野坂純子議員の質疑を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 先ほどの質問から続くのですが、使用料の件でまたちょっと細かいことをお聞きしたいんですが、例えば準備に15分、実際に練習に1時間で、後片づけでまた15分ぐらいすると、うっかり切り忘れると1時間半ぐらいになってしまうんですけど、そういうことも時々あつたりすると思うのですが、申込みの仕方とか、お金の管理システムはどのようになるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 申込み方等、お金の管理でございますが、体育館の空調のスイッチというのが、体育館の鉄製の鍵のボックスになっておりまして、1つその鍵を中央公民館、文化スポーツ課のほうに借りに来ていただくと。その鍵を使ってスイッチを入れまして使っていただくんですけれども、終わった後にまたその鍵を中央公民館のほう

に返しにきていただいて、そして、そのときに使用時間を申告、報告をしていただくと。その申告をもって1か月分の使用時間をまとめまして、その団体のほうに1か月分の納付書を郵送いたしましてお支払いをいただくと、こういった段取りで行っていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） ということは、自己申告でいいということですね。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 実際には自己申告で申告をしていただくということですが、実際には細かい調べは本当に申告でやるんですけれども、調べようと思えば、体育館のそのシステムを使いまして、実際ここからここは空調が発動しておったよというのは調べることはできるようにはなっております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子議員の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 職員の確保が困難となっている、こういう状況の中で、複数の施設にまたがって勤務といいますか、配置をすることができるということで、この施設の配置基準を満たすというものでありますけれども、この配置基準の緩和によって、運営や業務に支障が出ないかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 本町の北部・中部・南部いずれの地域包括支援センターも3職種の確保はできておりますので、人員配置基準の緩和による運営や業務に支障が出ることはございません。今回の人員配置基準の緩和により、仮に一時的にどこかの包括の1職種が欠けた場合も、3圏域全体で3職種の人数が配置されている場合は基準を満たすことができるという緩和策でございます。ただし、課題といたしましては、主任介護支援専門員が3人、1包括に1人ずつの3人の状態でありますので、今後1人欠けた場合には不足するという包括に、それが課題ではございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今、介護に従事する人が本当に少なくなってきて、希望者もないという、こういう状況の中で介護施設も潰れるところも出てきているということで、全国の中では報道もされているわけでありまして。そうした中で、幸田町におきましては、この地域包括支援センターの職員は十分満たしているから大丈夫だということでありましてけれども、やはり、今、全国的な流れの中で、こうした職員不足というのが言われている状況の中で緩和をしていくというような配置基準になってしまうと、これは逆に手が行き届かなくなるのではないかなというふうに危惧するわけでございますが、ぜひそうしたことにならないように、この介護に従事する職員の方の確保をお願いしたいというふうに思います。

そこで、職員の確保が困難になっている理由、この原因についてまたお尋ねしたいと

思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃいますように、日本の高齢者数のピークである2040年に介護職員が57万人不足すると国は推計していることから、高齢者の増加に対して新たに介護職になる学生など若者が少ないことが背景にあるのではないかと考えているところでございますが、また一方で、地域包括支援センターに勤務する職員に一般財団法人の長寿社会開発センターが実態把握調査のアンケートをした結果では、職員の8割弱が業務に負担を感じている、7割弱が職員不足と回答しており、また、センター長の約6割が他の業務を担っているというような課題が報告されている情報を把握しておりますので、具体的な負担感といたしましては、なお、さらにその中身として具体的な負担感といたしましては、総合相談支援業務においては業務量や相談ケースの多さが負担になっているようですし、また、その中に難しい支援の対応というものも地域包括支援センターの職員の負担になっている報告がされております。さらに、金銭的な待遇も不満をするというものが60%以上あるというようなことから、なられる方自体も少ないし、実施している方たちの負担もさらに大きくなっていくことから、職員が違う仕事に移ってしまう等の課題があるということが想定されるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑は、通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案の質疑を行います。

11番、廣野房男議員の質疑を許します。

11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 15号議案は六栗の環境広場の件ですけれども、もうすぐ完成します六栗の環境広場、今日も見てきたわけですけれども、もう周囲に高さ4メートルのフェンスがずっと張られて、あと少し中の整備をすれば完成するかなというところまでできております。

この環境広場は、幸田町の一般廃棄物最終処分場に関わる還元施設として造られたもので、町内どこも建設を反対する中で、建設を承諾した六栗に対して、どちらかという御褒美の意味で造られたものだとは承知しております。当時も、近藤町長でしたけれども、公園のある完成予想図を見させていただきましたし、また、この前に亡くなられた大須賀町長も早く造らないかなというふうにごく気にしておられました。それで、今度は成瀬町長になりましてから、この施設を延長するというふうになりまして、成瀬町長も何とかしたいということいろいろアイデアをいただきましたけれども、その中で今の環境広場という形になったと思いますけれども、当時は建設するなという抗議がすごく来まして、例えば差出人不明の手紙がいっぱい来たり、無言電話がいっぱいあったり何かしまして、ごみはいかんいかんと言っておられる割には、本当にそういった手紙などでごみの山になったような次第で、当時の地元の町会議員が全部集めとったと思いますけれども、そういった中で我々も相当迷惑したことを今でも思い出します。そうした背景のある中で、また協議会の中でも事前に地元六栗区の行事などは専用利用でき

るというような説明がありましたけれども、今回のこの条例の条文の中にはそのような記述がないということで、地元への説明に苦慮しているところです。他地区の人たちに周知してもらう必要はないかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場の整備につきましては、一般廃棄物最終処分場を新規に建設する際に、六栗区においてお引き受けいただき、地元地権者によりまして土地を提供していただいた経過があります。当初、広場の土地は、何らかの地元還元施設を整備する計画であったわけでありましたが、その用途が定まることがありませんでした。しかし、このたび平常時には多目的広場として利用し、災害時には廃棄物の仮置場としての用途を持った施設を整備することができました。

そこで、地元還元施設であるとの周知についてであります。本施設は、町が設置、管理する公共施設であります。利用の公平性から、本条例に六栗区の地元還元施設であるとの記載をしておりますが、専用利用につきましては、優先した利用ができる運用にしていきたいと考えております。

周知につきましては、現地に設置します看板に表示したいと思っております。また、施設の紹介につきましては、まずは広報の3月号に掲載をしておるところであります。今後につきましても、町のホームページや本町の環境課インスタグラムなどを利用して、積極的な周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） 優先利用できる運用をするというような説明がありまして少し安心しましたけれども、六栗区でもいろんな行事で使う場合、やはり、同じように許可を得る必要がありますか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 専用利用の受付につきましては、所管課である環境課におきまして一括管理をいたしますので、他の利用者と同様に、申し訳ありませんが、申請をしていただく必要があります。よろしくお願いたします。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） そのように地元の説明をしていきたいなというふうに思っております。

それで、ここで一般廃棄物最終処分場の敷地内ということで、事前通告していませんのでちょっとお答えできなければ申し訳ないんですけども、今回の施設は幸田町一般廃棄物最終処分場に隣接する環境広場ということで、この最終処分場がどのような機能を持ち、その役割などを知らない人が多いんですね。六栗区でも隣に新しく区画整理ができて、若い人たちに聞くと、これは何の施設なのということをよく聞きます。六栗の中でも知らない人が多い施設なんですね。昨年からは、私だけでなく、豊坂学区の議員さんにも声をかけて、埋立作業のある日に都合がつけば見に来てもらうように呼びかけておるようにしております。それで、ここからもっと周知を広めていったらいいかなと、この最終処分場と環境広場の周知を広めていくその方法などがあれば、もし、お考えがあればお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 例年、六栗区の初集会、初総会ですか、こちらに各年度の稼働状況報告書を提出しているところであります。この報告書には、年3回実施をしております埋立ての状況や、浸水処理に係る水質検査の状況を記載をしております。来年度からこの報告書を全議員さんに配付をさせていただきますして、情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

なお、この内容につきましては、町ホームページに詳細を掲載をしておるところであります。また、一般廃棄物最終処分場と六栗環境広場を一体的に管理運用することで、本町の廃棄物の中心的な施設としまして事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野議員。

○11番（廣野房男君） ありがとうございます。そして、今のお答えの中の一つの案なんですけれども、廃棄物の処分場での埋立ての日程が決まった時点で、例えば、ここにおられる全議員宛てでのLINEを使って情報提供したらどうかなというふうに思っております。都合のつく議員は、一度や二度見学してほしいものですし、そして埋めている廃棄物の状況を確認して、環境面には何の問題もないことを見てほしいなと思っております。処理場から川に排水する水は水道水よりきれいだといえますので、飲んでも問題ないと聞いておりますので、疑問のある方は一度飲んでもらっていいかなと思いますが、私が飲んだことは一回もありません。また、六栗区の初集会に出している水質検査などの報告書も、先ほど言いました全議員に届くLINEなどを使って情報提供したらいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 御提案ありがとうございます。埋立ての確認のための立会いも、一度LINEで全議員様に案内させていただき、見学をしていただけるようにしていきたいと考えております。

また、報告書の配付等におきましても、紙ではなくLINEを活用しながら情報共有できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野房男議員の質疑は終わりました。

次に、3番、野坂純子議員の質疑を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 私は、六栗環境広場をスポーツ行事やちょっとくつろげる場所として、広場として理解していたので、本当に確認をさせていただきたいんですが、1つ目に、高齢者も利用しやすいようなバリアフリー設計で、多目的トイレなどを考える可能性はありますか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場にトイレなどの施設を設置する計画は現在ないわけでありますが、専用利用する場合には、隣接します一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設管理棟を御利用いただくことを考えております。管理棟には男性用トイレ、女性用トイレ、それから多目的トイレを完備しておるところであります。また、玄関口からトイレまで段差のない仕様となっておりますので、どなたでも利用しやすい施設と

なっておるところであります。また、管理棟につきましては、一般廃棄物最終処分場全体を管理する上での理由で常時開放することはできておりません。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 各種団体などが専用利用する場合のみ、隣の一般廃棄物最終処分場のトイレを使うことができるということが分かりました。

次の質問で、防犯カメラやソーラーなどによる照明の位置の設置などの考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場におきましては、従前から照明などを設置しておりません。夜間は施設を利用することがなく、周辺が真っ暗な状態であります。今後につきましても、周辺住民に対しての施設の用途変更が環境の変化につながり、生活環境に悪影響が及ぶことがないよう、夜間の施設利用をすることがないよう照明などを設置することは考えておりません。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 災害時に広場にテントなどを張っての一時避難所としての機能はあるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場におきましては、災害時における災害廃棄物仮置場として活用することを本条例で定めておるところであります。これまで町内における仮置場の明確な設定はありませんでしたが、このたび広場としての整備に合わせ、災害時における用途を災害廃棄物仮置場として設定をさせていただいたところあります。したがって、災害廃棄物を収集・保管する施設でもありますので、避難所として利用することはないものと考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 確認ですが、環境広場にテントを張っての避難は駄目で、一般廃棄物最終処分場は、避難場所としてトイレなどを使わせていただけるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 隣接する一般廃棄物最終処分場にはトイレなどがありますので、一時的に避難していただくことは可能と考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） それでは、定期的な清掃点検はどのように行うのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場の雑草及び植栽の管理につきましては、隣接する一般廃棄物最終処分場と併せまして、全体を一体的に管理していきたいと思っております。広場の管理につきましては、雑草対策など適切な施設管理体制につきましても検討をしております。また、管理棟につきましても、屋外と同様に清掃管理について検討をしております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） たまに、ある公園で照明がないため、車のヘッドライトで明るくしてバスケットゴールの練習をしている場面を見たことがあるのですが、あの夜間の騒音やペットの出入りについての考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場は、夜間の施設利用は行いませんので、夜間の騒音はないものと考えておりますが、周辺住民の生活環境に悪影響が及ぶことがないように注意してまいりたいと考えております。議員が言われるような、車のヘッドライトを照明にしまして施設利用をするような行為があった場合は、利用の制限や施設における防止対策について検討をしております。なお、ペットの出入りにつきましては、現時点で規制をしていることは考えておりませんが、施設の周辺一帯が犬の散歩コースとして利用されている状況があるようでありますので、糞の持ち帰りなどにつきましては一体的な啓発を検討してまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 今おっしゃられたような適切な利用ルールの設定や周知方法をどのようにするのか、お伺いします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 六栗環境広場の平常時の利用ルールにつきましては、町内の他施設を参考にして、基本的なルールづくりを検討してまいります。また、災害時における利用や、利用を制限する場合におきましては、他の自治体の例を参考に作成してまいりたいと思っております。

六栗環境広場を新たに設置したことにつきましては、まず施設の紹介を、先ほども言いましたが広報の3月号に掲載をしておるところであります。その後、ホームページや本庁の環境課インスタグラム、また公式LINEなどを活用してまいりたいと思います。

利用ルールにつきましては、現地で看板を設置して表示することを予定をしておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子議員の質疑は終わりました。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 占用料の見直しであります。愛知県の見直しに当たって均衡を図るということで改正が行われるわけでありますけれども、まず、愛知県の改正はいつだったのかということと、それから、この引上げについては前の引上げから何年たったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 議員が言われる愛知県道路占用条例の改定につきましては、令和6年12月の議題と承知しております。それから、本町の今回お願いしておりますこの一部改正ですけれども、その1つ前でありますが、ちょうど3年前になりますので、令和4年の3月の議会ということになります。

- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。
- 14番（丸山千代子君） 令和4年の3月に幸田町の占用料条例の引上げが行われたという
ことではありますが、今回の見直しに当たって、この占用料は、占用物件の種類によっ
ては金額が上がった部分と、それから減額になったばらつきがあるわけですね。これはな
ぜなのか、まずお伺いしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 建設部長。
- 建設部長（鳥居靖久君） 占用料につきましては、算定式によりまして、各占用物件ごと
に金額が算出をされております。その算式の中で算定の基礎となる係数があるわけでご
ざいますが、係数につきましては、市場における諸条件の変化等の理由により、各占用物
件において増減、変更が生じたため、その違いにより、結果、見直しされた改正後の占
用料におきまして引上げ、引下げのばらつきが生じたものでございます。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。
- 14番（丸山千代子君） そうしますと、この係数がまず見直しもあり、それが減額になっ
た部分もあるということではありますが、この引上げは愛知県との均衡を図るというこ
とでありますけれども、逆に引き下がった部分もあるということであるならば、引き上げ
る理由というのがないのではないかと思うわけでありまして、それはどうなんで
しょうか。
- 議長（藤江 徹君） 建設部長。
- 建設部長（鳥居靖久君） 今、言われる愛知県の条例改正が昨年12月に改正をされまし
た。愛知県につきましても、国の政令によりまして、その改正する事務を行っておりま
すので、その流れに沿って、本町ならずとも各市町村が条例を改正をしているというふ
うに承知をしております。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。
以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。
次に、第17号議案から第21号議案までの質疑は通告なしでありますので、質疑を
打ち切ります。
次に、第26号議案の質疑を行います。
14番、丸山千代子議員の質疑を許します。
14番、丸山議員。
- 14番（丸山千代子君） 予算の質疑につきましては、包括的な質疑となっておりま
すので、まず、町長に施政方針についてお尋ねしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 答弁をお願いします。
町長。
- 町長（成瀬 敦君） 質問については施政方針でありますけれども、まず、自分の考え方
の中心の中にあります備えていくというような中身の中で、それぞれ総合計画をこれか
ら決めていく中の柱等々をしっかりと頭の中に踏まえながら、特に財政計画等々におき
ましては、今まで以上の緊張感を持って財政運営をしていく必要があるというような趣
旨で述べているものであります。特に町税収入等々は、堅実な収入の見込みを得ている
ものでございますけれども、ふるさと納税等については、少しずつ収入増になるぐらい

の努力をしていかないと、少しずつ減少していることはわきまえていきたいと思っております。それに伴いまして、基金等の繰入れ、起債等につきましても、後年度負担を慎重に検討した上で計画的に運用していきたいなというふうに思っております。

今回は、歳出におきましても人件費、特に扶助費、義務的経費が大きく増加する以上に建設の物価も高騰しているということで、大変経費的なものが歳出の中で多く占めていくということでもありますけれども、デジタルの実装化、そしていろんな災害対策への対応、そして子ども・子育て支援をはじめとする社会保障施策の展開など、しっかりとわきまえた上での予算編成という形で臨んでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 町長の施政方針の中で、この国の経済状況の中で述べられているわけでございますけれども、幸田町の中におきましても、町税の収入が過去最高ということをお述べおられ、そして、ふるさと納税額は減少したということで、いろいろとこれから厳しい財政状況があるのではないかとということで述べられているわけでありまして。そういう中で、財政計画について今まで以上に引き締めていくということをお述べられました。しかしながら、この財政状況も見ながら、住民の福祉増進については、やはり、やっていかなければならない。これをどうバランスを取りながらやっていくかということは課題かというふうに思うわけでありまして、ぜひ、そうした状況の中で財政が破綻しない、そうした取組をお願いをしたいというふうに思うわけでありまして。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） あらゆる世代にわたりまして、様々な必要な事業が展開されるべきだということで、今お話がありましたように、バランスを取った施策が必要であると思っておりますが、少子高齢化の波の中で、やっぱり幸田町に住み続けていただくとともに、将来ある子どもたちにとって、国の施策を統一してほしいわけでもありますけれども、やはり、子ども・子育て支援をはじめとするいろんな諸事業を優先的な形で展開していくということもあります。もちろん高齢化の波の中で、高齢者の方々に対する生きがい対策、そして介護、そして医療的な担保もしっかりと整えていくということで、今最初に言いました多世代という中でのそれぞれの世代における望まれている施策をバランスよく展開していくことが必要だと思っておりますけれども、これもいろいろ議会のところでも相談しながら、しっかりと予算の成立に向けて提案、相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 予算につきましては、予算特別委員会の中で詳しく質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、町長については最小限のことでお答えいただきありがとうございます。

次に、教育長についてお尋ねしたいというふうに思います。

教育行政についてであります。中でもこの幸田町でどんどん大きく広がってきている不登校対策について、教育長としてどのように対応、そして考えておられるのか伺いたしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 不登校児童生徒の問題につきましては、これは新型コロナを境に、それまでとは比べようもないぐらい増加をしているということで、大変重要な問題であるという認識であります。指導主事だけでなく、教育長会議でも各市町村の施策について情報交換をし、国や県に不登校対策についての要望を積極的にしているところでもあります。

本年度の本町の不登校児童生徒の直近の調査、令和6年12月現在であります。小学生42人、中学生103人、合計145人ですが、小学生の児童につきましては、昨年同時期が54名でありますので、昨年の同じ時期に比べ現在のところ12名減少しているという状況であります。また、今年度20名以上欠席があった児童のうち、立ち直り傾向にある児童が10名ということですが、町教委としましては、不登校対策として教員が児童生徒に向き合えるよう、体制や人の配置に力を入れているところでもあります。

昨年度より小学校を巡回する町独自のスクールカウンセラーを採用し、各校で月2回相談できるようにしました。県配置のスクールカウンセラーが月1回相談できますので、各校で今年度は合わせて、昨年度からですね、月3回保護者や児童が相談できるようになっております。それから、教育相談室の指導員も昨年度から2名増やして4名体制とし、学校教育に慣れるように適応指導を現在進めているところでもあります。教育相談室にも学校に足が向かない子どもたちやその保護者が多く利用していただいているところでもあります。

それから、来年度は家庭教育支援員をスクールソーシャルワーカーとし、2名体制でより充実した支援体制を整えていきます。

さらに、7年度、来年度ですが、子どもたちの心身の健康の窓口として、町で採用している非常勤養護教諭を中学校ごとに配置整備し、小学校への配置時間を増やして、小学校の不登校対策をさらに強化していきたいと考えております。

中学校の不登校対策としては、以前から申し上げておりますように、教育支援センター、アイルームを既に設置をしております。心の支援員が常駐し、アイルームにも各中学校ごとに時間割を設定していただいて、学習の保障もできるようにしています。担任だけでなく、学校全体で不登校生徒を支え、安心して登校できるようにしており、中には教室に戻ると意思表示をしている生徒もいるようであります。

小学校の教育支援センターについては、これまでも研究中だと申し上げてきました。小学校は、基本学級担任制であり、学級担任以外の先生で自由に動けるのはいわゆる管理職だけという状況であります。子どもたちに寄り添うためには、小学校の教職員増、あるいは担任の授業時間数を減らして、子どもたちのところへ行ける時間をつくることの方が重要です。

私は、今年度から県町村教育長会の副会長も務めさせていただいておりますので、様々な機会に幸田町の現状や小学校の定数増について、国や県に要望させていただいています。これまでも、町単独で授業担当教員を採用し、全小中学校に配置して、担任の授業時間数の軽減に努めておりますが、来年度に向けては、県費の専科教員の配置を強く要望しました。専科教員も1人で授業を担当する教員で、来年度は全ての小学校に県

費の専科教員を配置できることで担任の授業時間数を軽減し、子どもに向き合う時間を増やしてまいります。また、県費の校務補助員も今年度2名、来年の4月から1名町内の小学校に配置し、町で採用している校務員3名と合わせて、6校の小中学校に配置ができました。それらの方々には、校内での食器、給食などの運搬や準備・片づけ、草取りや花壇の整備、学校営繕などをしていただくことにしております。さらに、各校に2から3名配置しております町費の教員補助員の業務内容に不登校児童生徒への対応も可能としました。

町教委では、町費の会計年度任用職員の採用を進めながら、県費負担の教職員の配置も積極的に要望し、未来のある子どもたちのために、誰1人取り残さないよう不登校対策に尽力していきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 昨年もこの問題についてお尋ねしてまいりました。また、教員の確保ということもお尋ねしてまいりましたけれども、結果、去年は実際欠員不足ということで教員の確保ができない。そういう中で、管理職による担任を持つというようなことで乗り切ってきたわけでありましてけれども、そういうところにおいて言えば、本当に学級崩壊とは言わないけれども、子どもたちが不安な状況に置かれていると、こういうことが起こってきたわけでありまして。それが、一つには不登校にもつながりますし、いろんな障害も出てきている。こういう状況の中で、ぜひこの教員の確保ということをお願いをしたいというふうに思うわけでありまして。文部科学省におきましては、教員の定数も減らしてきている中で全国的な教員不足と、こういう状況の中で確保が難しいという状況は重々分かっているわけでありましてけれども、しかしながら、担任の先生が途中で変わることなく1年間継続して、そして安定的に学級運営ができる、そういう教員の確保をぜひともお願いし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 議員がおっしゃられますように、全国的にも教員の確保は大変大きな問題であります。子どもたちに寄り添い、心身ともに健やかな子どもたちを育成するためには、教員の確保は間違いなく欠かせません。

まず、令和7年度、来年度の幸田町の教員配置について、現時点では全て確保できておりますので、欠員というのはございません。

ただ、申し上げておきますが、教職員の採用とそれから各市町村への配当は、これは県教委の業務であり、町教育委員会はその配当された県費負担教職員を各学校の状況に応じて適切に配置をしているというところではありますが、近年は県教委のほうから教職員を町教委が要望した数をいただけることがまずございません。その何割かというふうであって、先ほどもちょっと申し上げましたが、今年度、県教委へ行って様々な機会にそういう話をできる機会がありますので、県教育委員会に対して、県教育委員会ではできない採用や配当をぜひ各市町村が困ることのないように仕事をしてくれということを強く申し上げているところであります。県費負担教職員の確保と、それから町費の会計年度任用職員ともにしっかりと配置をして、学校教育を支えていただくというつもりであります。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案から第32号議案までの質疑は通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第3号議案から第21号議案までの19件は、会議規則第39条の規定により、開会日に配付の委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、3月25日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告をお願いします。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですから、よろしく願いいたします。



日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、予算特別委員会設置について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第26号議案から第32号議案までの令和7年度当初予算の7件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、議長を除く15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、第26号議案から第32号議案までの令和7年度当初予算の7件は、議長除く15人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、3月12日、水曜日、午前9時から議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員であります、12番、稲吉照夫議員をお願いいたします。

予算特別委員会委員長は、先ほど付託しました議案の審査結果を、3月25日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月26日、水曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

長時間御苦労さまでした。

本日は、これで散会とします。

散会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年3月10日

議 長

議 員

議 員